

○東京藝術大学音楽学部早期卒業内規

〔平成20年3月27日〕
制 定
改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この内規は、東京藝術大学学則第50条及び東京藝術大学音楽学部規則第20条の規定に基づき、東京藝術大学音楽学部（以下「本学部」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 早期卒業の対象となる学生は、本学部に3年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得したと認められる者とする。

(早期卒業希望者の認定)

第3条 早期卒業を希望する者（以下「早期卒業希望者」という。）は、2年次末において、音楽学部長にその旨を申し出るものとする。

2 前項の早期卒業希望者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 卒業に要する単位80単位以上を修得していること。

(2) 教養科目16単位及び外国語科目8単位以上を修得していること。

(3) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。

(4) 早期卒業の意志及び理由が明確であること。

3 音楽学部長は、第1項の規定による申出があったときは、教授会において前項に基づく審査を経て適格の認定をしなければならない。

(修学指導)

第4条 前条第3項の規定に基づき適格の認定を受けた早期卒業希望者の授業計画等に当たっては、指導教員の指導により行うこととする。

(卒業の要件)

第5条 早期卒業するためには、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 卒業に要する単位124単位以上を修得していること。

(2) すべての修得科目（入学前の既修得単位認定科目を含む。）の成績評価のうち、「優」以上が90%以上であり、「可」が含まれないこと。

2 教授会は、前項の要件について審査を行うこととする。

(卒業の時期)

第6条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(教育実習)

第7条 早期卒業希望者に対して、教育職員免許状取得のための科目の履修に関しては、当面の間、特別措置は行わないこととする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、教授会において別に定める。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。